京都府がん対策推進府民会議規約

(名称)

第 1 条 この会は、京都府がん対策推進府民会議(以下「府民会議」という。)と称 する。

(目的)

第2条 府民会議は、府民が、がん対策に対する理解及び関心を自主的に深めるための活動を推進し、京都府がん対策推進条例(平成23年京都府条例第7号)の目的に掲げる「府、府民、市町村及びがん対策関係者が一体となり、がん対策を総合的に推進すること」を実現することを目的とする。

(構成)

- 第3条 府民会議は、正会員及び賛助会員で構成する。
 - (1)正会員は、府、市町村、この会の目的に賛同する関係機関、企業、各種団体と する。
 - (2) 賛助会員は、この会の目的に賛同する個人とする。

(事業)

- 第4条 府民会議は目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1)がんに関する知識の普及及びがん対策の機運醸成に関すること。
- (2)がん対策に係る情報の交換に関すること。
- (3)正会員、賛助会員その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他、がん対策に関する府民運動の推進に関すること。

(機関)

第5条 府民会議に総会、幹事会及び部会を置く。

(役員)

- 第6条 府民会議に次の役員を置く。
- (1)会長 1名
- (2)幹事団体 20団体以内
- 2 会長は、京都府知事をもってあてる。
- 3 会長は、府民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 5 幹事団体は、正会員等のうちから、総会において選任する。

(役員の選任及び任期)

- 第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により専任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(総会)

- 第8条 総会は、府民会議の会員で構成し、会長が招集して議長となり、次の事項を 審議決定する。
- (1)がん対策に関する府民運動の推進の方針に関すること。
- (2)事業計画・事業報告に関すること。
- (3)規約の改廃に関すること。
- (4)その他幹事会において必要と定めること。
- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(幹事会)

- 第9条 幹事会は、幹事で構成し、会長が招集して議長となり、次の各号に掲げる事項を審議決定する。
- (1)事業計画案・事業報告案に関すること。
- (2)規約の改廃案に関すること。
- (3)総会の議題に関すること
- (4)その他会長が必要と認めること。
- 2 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会)

- 第10条 専門分野に係る事項を審議するため、必要に応じ、府民会議に部会を置く ことができる。
- 2 部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 府民会議の事務局は、京都府健康福祉部健康対策課内に置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、府民会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年10月25日から施行する。